	として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該都道府県の数 a3　令和４年３月31日現在において療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数 a4　令和４年３月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 5　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数 ［略］ ［略］
市町村	算式 $(0.5 \times A + 0.5 \times B) \times \alpha \times 0.843$ $0.5 \times A$ 及び $0.5 \times B$ に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が６を超える場合には６とする。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ⅰ $A = \{ (a1 + a2 + a3 + a4) / a5 \} / 0.339$ $(a1 + a2 + a3 + a4) / a5$ に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 a1　当該都道府県の65歳以上人口（附則第21条第１項第１号の表中８に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した65歳以上人口） a2　令和４年３月31日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 a3　令和４年３月31日現在において療育手帳制度要綱の規定によつ

	として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該都道府県の数 a3　令和３年３月31日現在において療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数 a4　令和３年３月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 5　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数 ［同左］ ［同左］
市町村	算式 $(0.5 \times A + 0.5 \times B) \times \alpha \times 0.843$ $0.5 \times A$ 及び $0.5 \times B$ に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が６を超える場合には６とする。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ⅰ $A = \{ (a1 + a2 + a3 + a4) / a5 \} / 0.339$ $(a1 + a2 + a3 + a4) / a5$ に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 a1　当該市町村の65歳以上人口（附則第21条第１項第１号の表中11に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した65歳以上人口） a2　令和３年３月31日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 a3　令和３年３月31日現在において療育手帳制度要綱の規定によつ